

1 農薬の登録制度

農薬は、毒性、作物への残留、環境への影響等に関する様々な試験成績に基づき、安全性の評価を行っています。試験の結果、安全と認められる農薬のみを登録し、定められた使用方法を遵守することで、その安全性を確保しています。

試験の実施

メーカーが、安全性等に関する試験を実施

農薬の登録

国が審査し、安全と判断したもののみ登録

使用方法の遵守

登録された農薬を、定められた使用方法に従って使用

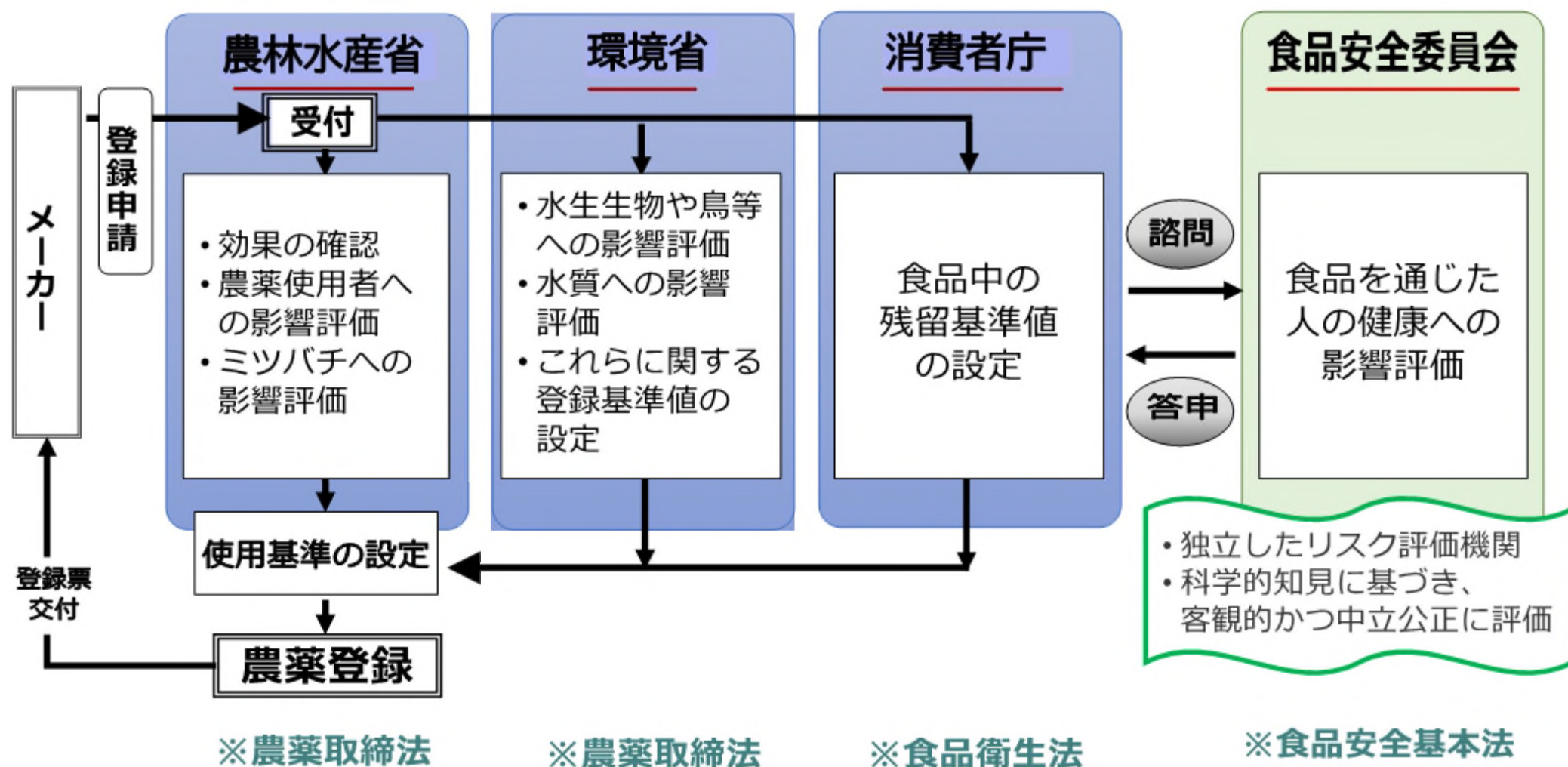
農薬の登録申請時に必要となる試験成績

- ①【薬効・薬害】雑草や病害虫等に対する効果、農作物の生育に対する害に関する試験
- ②【毒性試験】毒性に関する試験（人への健康影響）
（急性経口毒性、皮膚刺激性、遺伝毒性、発がん性、急性神経毒性など）
- ③【残留試験】農作物等への残留に関する試験
- ④【環境影響】土壌や魚類等の環境への影響に関する試験
（土壌残留、土壌中の動態、魚類・甲殻類・ミツバチ等の影響など）



2 農薬の登録制度（関係省庁と役割）

安全性が確認された農薬だけを登録するために、関係省庁が連携して取り組んでいます。



肥料は作物の栄養源！

～植物の栄養と肥料～

植物の正常な生育を促すためには、植物に必要な**栄養(元素)**を必要なだけ確保しなければなりません。一定量を確保できる必要元素は、**土壌や灌漑水**からだけでは十分に供給できないため、**肥料で補う必要があります**。肥料は作物の生育にとってとりわけ重要な**“栄養分”**と言えます。

○肥料



植物の生育に
必要不可欠なもの
→ **空気・水**

○液体肥料



農作物は、N、P、K(窒素、リン酸、カリ)等の無機成分を根から吸収して生育します。これらの成分を補い、安定的に農作物に供給するものが**肥料**です。



○土壌改良資材



○有機質肥料

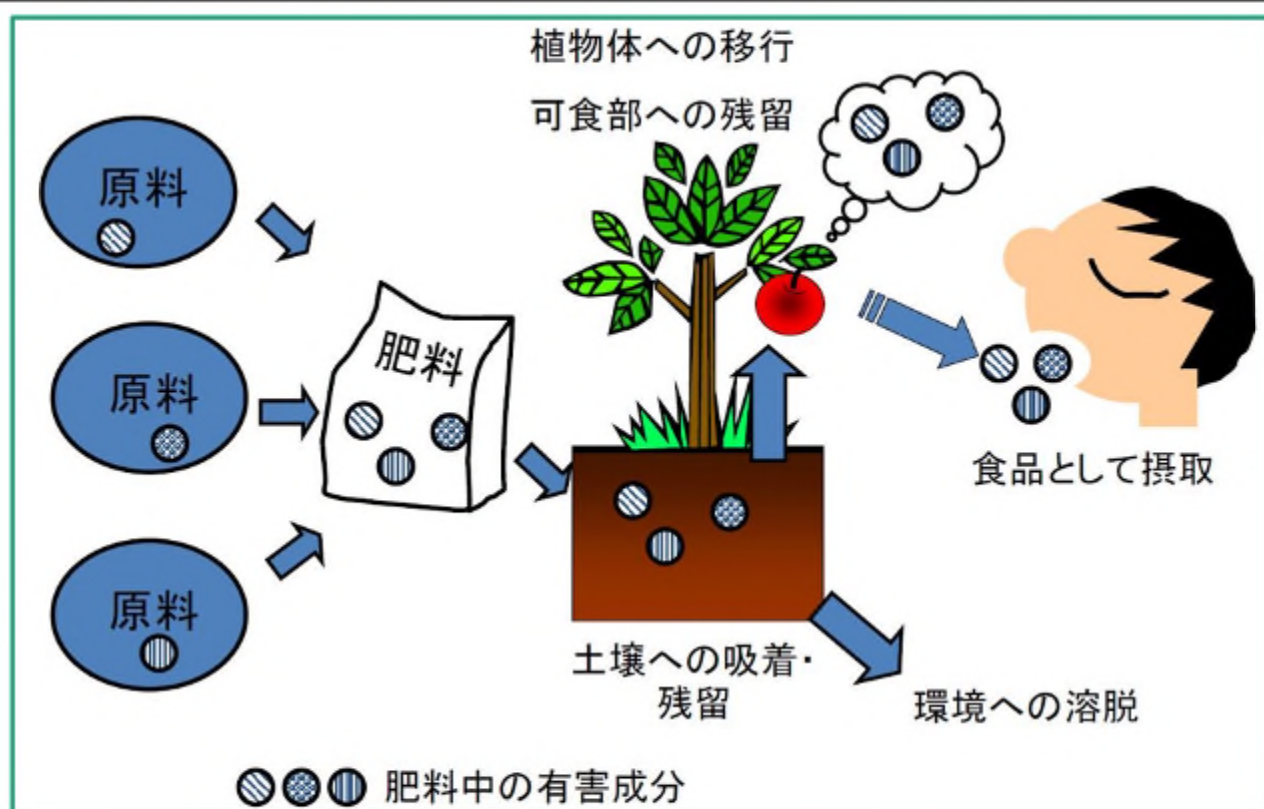
▲ 作物の生産に必要な肥料や資材

肥料の品質の確保
等に関する法律！

～肥料の安全性確保について～

作物が成長するためには、作物に必要な元素（窒素、りん酸、加里等）の栄養分の補給が必要です。

また、カドミウム、水銀、鉛等のように有害な重金属を過剰に与えると、作物の生育だけではなく、作物が吸収した重金属により作物を食べた人や動物に害を与え悪影響を及ぼすこととなります。



肥料法により、肥料の品質と安全性の確保が担保され、肥料の供給を受ける農家等においても安心して活用することができるという信頼が得られています！

公定規格・・・普通肥料については、品質や安全性を確保するため、肥料の種類ごとに公定規格を定められており、重金属等が許容値を超えるものの生産、流通は禁じられています。

右の表は含有が許される有害物質の一覧です。

立入検査の実施・・・流通後も、肥料の生産業者に対して立入検査を実施し、重金属の含有量等を確認するとともに、品質管理の徹底のための取組を実施。

有害物質一覧

硫黄酸化物
ヒ素
亜硝酸
ピウレット性窒素
スルファミン酸
カドミウム
ニッケル
クロム
チタン
水銀
鉛

「令和6年度 農薬危害防止運動」実施中！

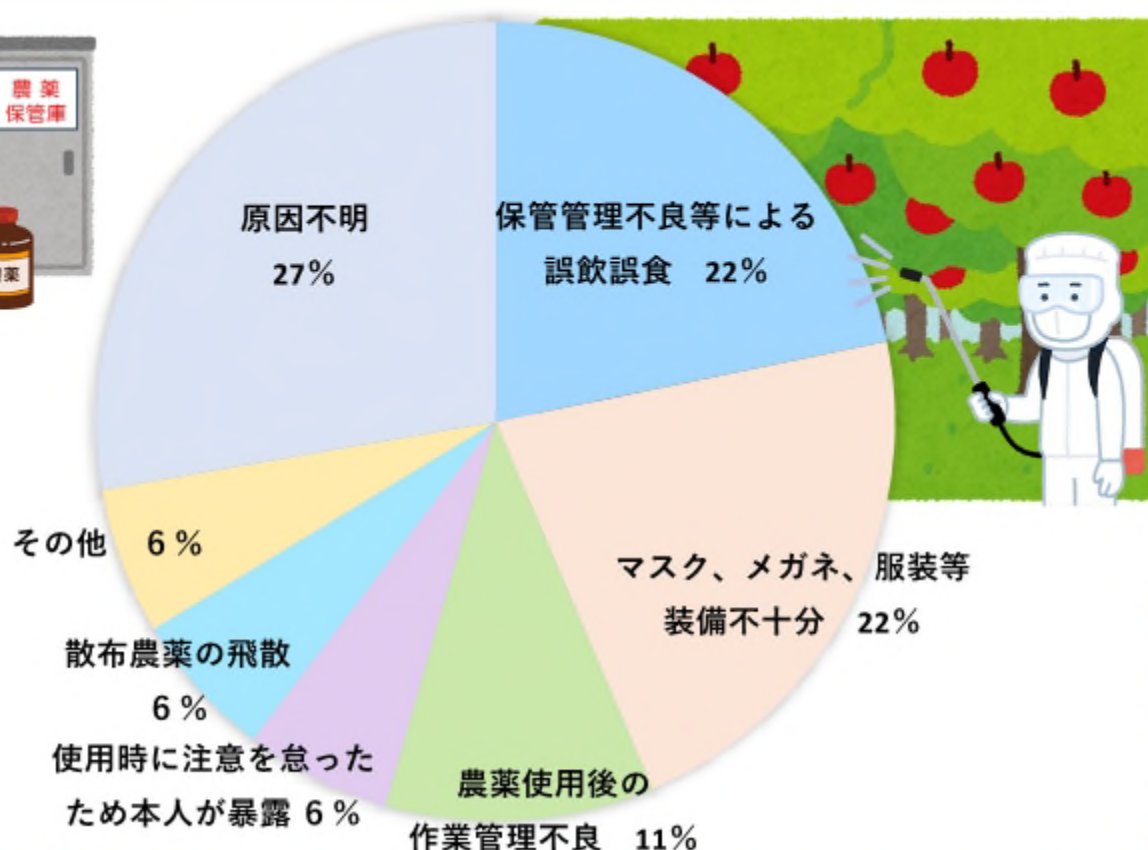
～守ろう 農薬ラベル、確かめよう 周囲の状況～

農林水産省は、農薬を使用する機会が増える6月から8月にかけて、厚生労働省、環境省等と共同で、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施しています！

農薬の事故はなぜ起こる？

○農薬による事故被害を防ぐためには、どのような原因で事故が起こるのかを知っておくことが重要です。

○近年の事故の傾向としては、特に保管管理不良による誤飲・誤食が多く見られています。





守ろう 農薬ラベル、 確かめよう 周囲の状況

適切な防護装備の
着用の徹底



適用病害虫と 使用方法		
作物名	適用病害虫	薬剤名
○○○○○	○○○○○	○○○○○

基本的なルール

- ① 農薬の使用前にラベルを確認
- ② 農薬の使用後は帳簿に記録



誤飲を防ぐため、
施錠による
保管の徹底



クロルピクリン剤を
使用した後の
被覆の徹底



住宅地周辺で使用する際の
周辺への配慮、飛散防止の徹底



農薬散布のお知らせ

〇〇年〇月〇日 〇時～〇時
場所〇〇〇〇 目的〇〇〇〇
農薬名〇〇〇 連絡先〇〇〇



農薬は使用前にラベルを確認 使用後は帳簿に記録



直売所管理者の皆様へ

- ▶生産者の方に、農薬の適正使用に関する注意喚起を行いましょう。
- ▶集荷の際、農薬の使用状況を確認しましょう。

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

農薬の適正使用 農林水産省

検索



令和6年度農薬危害防止運動

農林水産省・厚生労働省・環境省・都道府県共催

農薬を知る。 理解する。 適正に使う。



～事故被害防止編～

未然に防ごう！！
農薬による事故・被害

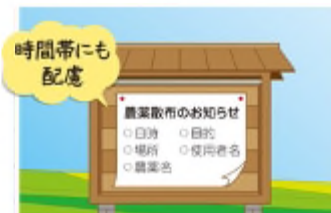


事故・被害を未然に防ぐための農薬使用時の注意点

■ 周囲の方への配慮

- ✓ 農薬は適正に使用されない場合、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。そのため、特に住宅地周辺や公園などにおいては、住民や子どもへの健康被害が生じないように、農薬をできるだけ使用しない植栽等の管理を心がけましょう。

- ✓ また、農薬を散布せざるを得ない場合であっても、飛散防止対策に努める、事前に散布日時を周知するなど、周囲の方に十分配慮しましょう。



■ 農薬ラベルの確認の徹底

- ✓ 使い慣れている農薬でも、使用する際にはその都度必ずラベルを確認し、希釈倍数等の使用基準や使用上の注意事項を遵守しましょう。



- ✓ 「さやいんげん」と「いんげんまめ」のように、名前が似ていても、農薬の登録上では別作物扱いになるものもあります。適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう注意しましょう。

- ✓ 使用に関して不明な点がある場合は、病害虫防除所等の指導機関に相談しましょう。

大きさや形が異なると農薬の残留傾向も異なるよ。
だから、似ている作物でも登録上は別作物扱いになる場合もあるんだ。



■ 土壌くん蒸剤の安全使用

- ✓ 土壌くん蒸剤を使用する場合は、施用直後に適切な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行い、安全確保の徹底を図りましょう。



- ✓ また、使用場所、周辺の状況に十分配慮しましょう。

■ 容器の移し替えは厳禁

- ✓ 農薬による事故原因として最も多いのが、保管管理不良による、誤飲・誤食です。

- ✓ 余った農薬や希釈溶液をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器に移し替えていたことが誤飲・誤食の原因となった事例も報告されています。



- ✓ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るように努めましょう。不要になった農薬や空容器等は廃棄物処理業者に依頼をするなど、適切に処理しましょう。

コラム ～ハインリッヒの法則～

「ハインリッヒの法則」とは、“重大事故が1件発生する背景には29件の軽微な事故があり、その背景には300件の小さなヒヤリハットが存在する”といった労働災害上の経験則です。

農薬の使用においても、当該経験則に基づく、事故や被害の背景には無数の小さなヒヤリハットが潜んでいるかもしれません。これらのヒヤリハットを少しでも減らしていけるよう、農薬による事故や被害の原因をしっかりと理解し、継続的な適正使用に努めましょう。

農薬を知る。 理解する。 適正に使う。



～農薬ラベル確認編～

その使い方、合ってる？
農薬ラベルを確認！！



不適正な農薬使用を防ぐためのポイント

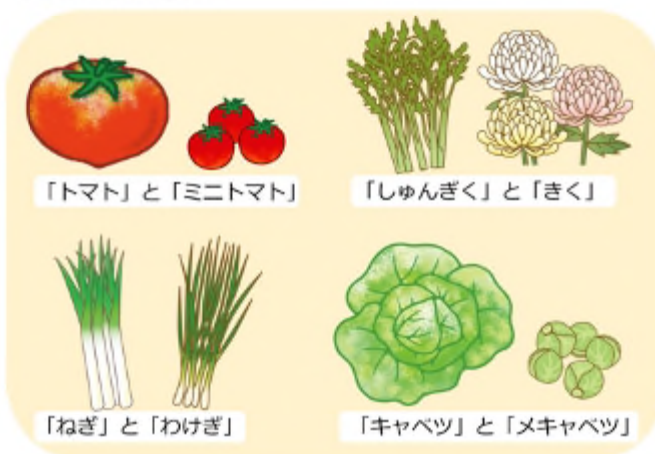
農薬が適正に使用されないと、食品衛生法の残留基準値を超えて農薬が残留する可能性があります。その場合、出荷した農作物は回収や廃棄の対象となります。

農薬の不適正使用を防止するため、日頃から農薬ラベルを確認し使用記録の記帳を行いましょう。

以下のポイントに十分注意して農薬を使用しましょう。

■ 適用農作物を確認

- ✓ 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なります。また、名前や形状が類似した農作物に使用できる農薬でも、使用したい農作物に使用できるとは限りません。使用したい農作物がラベルに記載されているか必ず確認しましょう。



■ 使用量・希釈倍数を確認

- ✓ ラベルに記載されている使用量・希釈倍数を確認しましょう。
- ✓ 農薬を調製する時には、使用する農薬の量の計算間違いに注意しましょう。



■ 使用時期を確認

- ✓ 農薬には「収穫〇日前まで」といった使用時期が定められています。農薬を使用する前に、必ずラベルの使用時期を確認し、収穫予定日までの日数が確保されているか確認しましょう。
- ✓ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録簿により農薬を使用した日から農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているか確認しましょう。



■ 使用回数を確認

- ✓ 農薬は、その含有する有効成分毎に使用できる総使用回数が定められています。使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認しましょう。
- ✓ 購入した種苗に農薬が使用されているかどうかを確認し、あらかじめ自身が使える農薬の使用回数を把握しておきましょう。

農薬を知る。 理解する。 適正に使う。



～飛散防止編～

農薬は 周りに配慮し
正しく使用！

●●● 飛散による被害を防ぐための農薬使用時の注意点

■ 農薬だけに頼らない病害虫防除の検討

- ✓ 病害虫に強い作物や品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬だけに頼らない病害虫防除の方法を検討しましょう。

不織布(防虫網)による
べたかけ栽培



■ 飛散の少ない剤型・飛散低減ノズルを使用

- ✓ 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用したり、液体の農薬を散布する場合は、飛散低減ノズルの使用に努めましょう。

粒剤の
株元散布



■ 周りに影響が少ない天候や時間帯を選択

- ✓ 農薬散布は、無風又は風が弱いときなど、近隣に影響が少ない天候・時間帯に行いましょう。



- ✓ ほ場の外側から内側に向かって散布する、できる限り作物の近くから散布する等、散布の方向や位置に注意しましょう。
- ✓ 風向きやノズルの向きに注意し、適正な散布圧力・散布量で散布を行いましょう。

■ 十分な時間の余裕をもって幅広く周知

- ✓ 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知しましょう。

- ✓ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図りましょう。



■ 防除機器・散布装置の機能や性能を正しく理解

- ✓ 無人航空機（ドローン等）を用いて農薬を散布する場合、操縦者は、あらかじめメーカーが作成した取扱説明書等により、機体・散布装置に関する機能や性能、散布方法について理解し、飛散を防止しましょう。



- ✓ 動力噴霧機、スピードスプレーヤー等を用いて農薬散布をする場合、使用者は、防除機器・散布装置に関する機能や性能について正しく理解し、飛散を防止しましょう。

生鮮野菜を衛生的に保つために —栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針(第2版)—

農林水産省は、栽培から出荷までの野菜を衛生的に保つための「野菜の衛生管理指針(第2版)」を、令和3年7月に策定し、HPで公表しています。

◎ 食中毒の発生を未然に防ぐためには、微生物を「付けない」「増やさない」ための衛生管理が重要です。

◎ 生で食べられることも多い、生鮮野菜を衛生的に保ち、食中毒が起きないように、生産現場の方々に、同指針の活用を促しています。

詳細は、指針(本体)をご覧ください。→



「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針(第2版)」の概要

栽培に使う水の管理

- ・ 栽培に使う水の水源(水道水、井戸水等)を確認する。
- ・ 使用前に濁りや異臭がないことを確認し、これらに異常があれば、異常のある間は使わない。
- ・ 水源、水路等やその周辺を定期的に点検し、適宜、整備・清掃する。



栽培に使う家畜ふん堆肥の管理

- ・ 製造時、十分に発酵させるため、水分を調整し、切返し等により全体に空気を入れる。
- ・ 製造時の堆肥物の内部温度を測定し、55℃以上が3日間以上続いていることを確認するよう努める。
- ・ 十分に堆肥化したか、色や臭い、手触りを確認する。



栽培等に使う農機具や収穫容器、資材の管理

- ・ 農機具や収穫容器、資材を清潔に保ち、他の目的には使わない。
- ・ トラクターや運搬車両等の農機は、表面に付いた汚物や堆肥、野菜残さ等を洗い流すこと等により清潔に保つ。





収穫・調整・出荷

- ・ 収穫物は、土等による汚染を防ぐとともに、高温を避ける。
- ・ 注意しながら、野菜の傷んだ部分や土を取り除く。
- ・ 堆肥や廃棄物等の運搬に使われない、清潔な車両を使う。



ほ場又は栽培施設の管理

- ・ 大雨時、外部の水の流入をできるだけ防ぎ、速やかな排水に努める。
- ・ 犬や猫等のペットも、食中毒を起こす微生物を持っている可能性があるため、ほ場や施設に入れない。



調整・出荷施設の管理

- ・ 施設内を定期的に点検し、ねずみ等の侵入があれば、適宜駆除し、ふん便等で汚染されていれば清掃等をする。
- ・ 低温保管の施設は、飲食物等の作業に関係ないものを入れない。



手洗い設備・トイレの管理

- ・ ほ場等の近隣に手洗い設備やトイレを確保することが望ましい。また、定期的に点検・清掃し、清潔に保つ。
- ・ 石けんや清潔な手拭き、必要に応じて、消毒剤も用意する。



作業者の健康及び健康管理

- ・ 野菜に触る前やトイレの後等、必要な時に石けんを手を洗う。
- ・ 下痢、おう吐などの症状がある場合は、野菜に直接触れる作業をしない。



○野菜の衛生管理に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/

○野菜の衛生管理指針

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/attach/pdf/index-21.pdf



詳細は、こちらの農林水産省HPからご覧いただけます。



沖縄県・奄美群島・ トカラ列島・小笠原諸島から サツマイモやエンサイなどの 植物は持ち出しが規制されています。

病害虫の
まん延防止に
ご協力ください。



お土産には
要注意だよ!

植物防疫所公式キャラクター
ぴーきゅん

持ち出せない植物の一例



通販やフリマアプリでの取引でも規制の対象となります。

農林水産省
植物防疫所

詳しくはこちらから

植物検疫／移動規制 検索

<https://www.maff.go.jp/pps/>

